

現定款

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以下

(2) 監事 1人または2人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

新定款

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以下

(2) 監事 1人または2人

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。